

エコマーク商品類型 No.128 「日用品 Version1.5」に関する軽微な改定について

No.128 「日用品 Version1.5」認定基準について、以下の通り、軽微な改定を行う。

1. 改定内容

エコマーク商品類型 No.128 「日用品 Version1.5」(2004年7月1日制定)について、以下のとおり軽微な改定を行う。(削除部分、追記部分)

[認定基準]

C. 「履物」については、以下の基準項目を満たすこと。
(42) 「ゴム製履物」は、製品重量に占める再生材料の総配合割合が~~40~~30%以上であること。
「プラスチック製履物」および「スポーツ専用靴」は、製品重量に占める再生材料の総配合割合が20%以上であること。ただし、本認定基準制定日から2年間、再生材料の総配合割合は10%以上であることとする。

[解説]

A-1 (資源の消費)
(前略)
履物は、部品交換による長寿命設計を基準としたこと、および再生材料を配合した製品が少ない状況を考慮し、スポーツシューズ、学童用シューズなどについて再生材料配合率 20%以上とした。ただし、再生材料使用に向けたメーカーの取組を促進するために、2年間は再生材料配合率を 10%以上とすることとした。ゴム製履物については、製品質量の約 4 割を占めるアウトソール部分に再生ゴムを配合可能であること、および部品交換による長寿命設計が難しいため、再生材料の高配合による資源の有効利用性を高めることが最適と判断し、40%以上とした。しかしながら、その後の調査で JIS の引張強さ、伸び、老化試験、耐寒性等を満たすには、製品全体での再生材料配合率は技術的に 30%が限界であることが明らかとなったため、2007年8月2日より 30%以上としてメーカーの取組を推進することとした。

改定日 2007年8月2日

以上